

リニア中間駅周辺の豊かな地域環境と融合した新たなワークスタイルの創出 検討会 規約

(設置)

第1条 国土交通省関東地方整備局に、リニア中間駅周辺の豊かな地域環境と融合した新たなワークスタイルの創出検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 検討会は、国土交通省がスーパー・メガリージョン構想検討会の最終とりまとめ（令和元年5月20日公表）を踏まえ、スーパー・メガリージョンの形成及び効果の広域的拡大の促進に向け、学識者、有識者、地域づくりの実践者、関係行政機関など様々な主体が知見・アイデアを出し合いながら、リニア中間駅周辺地域において求められる取組を具体化することを目的とする。

(調査審議事項)

第3条 検討会は、以下の内容について調査審議する。

- (1) スーパー・メガリージョンの形成及び効果の広域的拡大の促進のために求められる取組に関する事項
- (2) その他(1)の調査審議に必要と認められる事項

(招集)

第4条 検討会は、事務局が招集する。

(委員)

第5条 検討会の委員は、別紙のとおりとする。
2 委員の任期は、検討会の目的を達成するときまでとする。

(座長)

第6条 検討会に座長を1名置く。
2 座長は、委員間の互選によってこれを定める。
3 座長は、検討会の議長として議事の進行に当たるものとし、座長が不在の場合は、座長の指名する者を以って進行に当たる。

(有識者の招聘)

第7条 検討会は、必要に応じて専門的な知識を有する者に意見を聞くことができる。

(首都圏広域地方計画協議会への報告等)

第8条 検討会は、首都圏広域地方計画協議会（幹事会等を含む、以下同じ。）に調査審議の状況を報告するものとする。
2 検討会は、必要に応じて首都圏広域地方計画協議会に意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 検討会の庶務は、関東地方整備局首都圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、検討会で定めるものとする。

附則 この規約は、令和2年11月19日から施行する。

リニア中間駅周辺の豊かな地域環境と融合した新たなワークスタイルの創出
検討会委員

ソトコト編集長	指出 一正
一般社団法人藤野観光協会 事務局長	佐藤 鉄郎
◎東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 准教授	瀬田 史彦
公益社団法人津久井青年会議所 理事長	高橋 研吾
一般社団法人藤野エリアマネジメント 代表理事	高橋 靖典
富山大学都市デザイン学部都市・交通デザイン学科 准教授	高柳 百合子
株式会社 SHIN-JIGEN 代表取締役	湯川 伸矢
相模原市政策課 総括副主幹	石沢 智洋
相模原市緑区役所区政策課 総括副主幹	大谷 英久
国土交通省関東地方整備局 広域計画課長 (併)首都圏広域地方計画推進室	下坪 賢一

(順不同、敬称略)

◎は、座長